

南種子町農業委員会平成 27 年 10 月総会議事録

1. 開催日時 平成 27 年 10 月 15 日（月）午後 1 時 30 分から午後 2 時 9 分

2. 開催場所 研修センター 1 階東側会議室

3. 出席委員

会長 5 番 戸石 助美

会長職務代理者

委員 1 番 寺田 誠 2 番 池亀 昭次

3 番 中里 安男 6 番 中峰 義哉

8 番 西田 暁 9 番 高田 照美

10 番 白川 秋信 12 番 小山 重和

4. 欠席委員 4 番 古市 道則 7 番 石堂 かよ子

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 23 年度第 3 号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 27 年度第 15 号農用地利用集積計画（案）に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第 2 条の規定にある農地でない旨の証明について

議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農地流動化奨励金交付申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 古市 義朗

農地振興係長 河野 彰子

農地振興係 園田 孝太郎

7. 会議の概要

事務局 それでは本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第 6 条により成立していることを報告いたします。

議長 ただ今から、第 15 回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第 1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしい

でしょうか。

(「はい」の声あり。)

議 長 異議がないようですので、私の方より指名します。(議席番号) 10 番、白川 秋信 委員。12 番、小山 重和 委員を指名します。

議 長 日程第 2、諸般の報告。局長が行います。
事 務 局 それでは第 15 回南種子町農業委員会定例総会に当たりまして、会長諸般の報告をいたします。資料をご覧ください。
【別途資料「会長諸般の報告」を読み上げ】
以上で(諸般の)報告を終わります。

議 長 報告が終わりました。質疑については、この後開催されます全員協議会で行いたいと思います。

議 長 日程第 3、(議案協議) 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 23 年度第 3 号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について、を議題にします。なお、小山 重和 委員が農業委員会法第 24 条議事参与の制限に該当することとなりますので、小山重和 委員の退場を求めます。

(小山 重和 委員、退場)

議 長 事務局より議案第 1 号の説明をお願いします。河野係長。
事 務 局 議案第 1 号は農用地利用集積計画の一部変更(賃貸借権 1 件)について承認を求めるものでございます。資料は 4 ページをお開きください。

番号 1 は、平成 23 年度第 3 号にて承認された、平成 23 年 6 月 30 日付け公告の一部変更に関する、貸す人・A。借りる人・B であります。(資料は) 5 ページをお開きください。

平成 23 年 7 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日までの 5 年間設定期間で、畑が 3 筆で 6,815 m²です。借人の都合のための合意解約でございます。

資料は 6 ページをお開きください。変更契約内訳書について説明いたします。

整理番号 1 番について、説明させていただきます。利用権設定をする者は、南種子町〇〇〇〇番地〇 A さん・67 歳で、利用権設定を受ける者は、南種子町〇〇〇〇番地 B さん・63 歳です。登記・現況は畑で 3 筆の 6,815 m²。権利の内容は主にさとうきび作付けで設定をしておりましたが、平成 27 年 9 月 9 日付けで借人の都合のため合意解約の申し出によるものでございます。

個別の資料につきましては 7、8 ページに添付してありますので、お目通しをお願いしたいと思います。

以上、承認を求めますのでございます。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
議長 ありませんか。
(「なし。」の声あり)
(「はい。」の声あり)
議長 はい。高田委員。
9番委員 はい。確認をします。本人の都合により、合意解約ということで申請が入っておりますけれど、通知書の中身を見ますと、本人からの申し出で経営縮小、本人がしたというふうに書いてあります、ちゅうことはAさんが作付けをするということで、今回Bさんは解約をするものであるという理解を私はしておりますが、これでいいですかね。

事務局 はい。
議長 はい。事務局。
事務局 はい。Bさんから申し出を行ってその後、本人が自作をするということで、自作をするために本人が解約するということではなくて、借りる方^{ほう}からの規模縮小をした上で、その後は本人が自作をするということで理解していただきたいと思います。

9番委員 はい。分かりました。
議長 他にありませんか。
8番委員 はい。(挙手)この土地にはレタスを作っとらんかな。マルチはしとらんかな。現地調査の時に、マルチをしとらんかったかな。
議長 はい。西田委員。何か意見がありますか。
8番委員 現地調査の時に通った訳ですから、レタスのマルチをしているみたいやったよね。

議長 はい。係長。
事務局 マルチを張っているということですが、本人の管理の下、作業をさせているものというふうに考えております。

議長 よろしいですか。
8番委員 はい。いいです。
議長 他にありませんか。
議長 異議がないようですので、議案第1号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第1号については原案どおり決定いたしました。
小山 重和 委員の入場を求めます。
(小山 重和 委員、入場)

議長 (日程第4、) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成27年度第15号農用地利用集積計画(案)に対する意見決定について、を議題にします。事務局より議案第2号の説明をお願いします。

河野係長。

事務局

議案第2号は農用地利用集積計画の承認について、平成27年10月30日を公告日とする農用地利用集積計画 賃貸借権2件を定めたいので、承認を求めるものでございます。資料は11ページをご覧ください。

まず、農用地利用集積計画 賃貸借権1件について説明をいたします。資料は12ページでございます。

整理番号1番、利用権設定をする者は、南種子町〇〇〇〇—〇 Cさんで、利用権設定を受ける方は、〇〇〇〇 Dさんでございます。

現況は、田が1筆の2,935㎡です。設定期間は5年間設定が1件の新規設定となっております。

個別の資料については、13ページに添付してありますので、お目通しをお願いいたします。続いて、資料14ページをお開きください。

鹿児島県地域振興公社からの一時貸し付け事案であります。公告日は平成27年10月30日、貸し出す期間が平成27年11月1日から平成30年10月31日までの3年間で、畑の6,078㎡の申請でございます。

資料15ページをお開きください。計画内訳書について説明をいたします。

整理番号1番、利用権設定をする者は、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社で、利用権設定を受ける者は、南種子町〇〇〇〇番地 Eさんでございます。

土地の所在は、〇〇〇字〇〇〇—〇〇、登記・現況は畑で、面積が6,078㎡でございます。賃貸借料については、〇〇,〇〇〇円ということでございます。

申請内容は以上でございます。個人の同意書など関係資料については、16、17ページに添付してありますので、お目通しをお願いいたします。

以上、賃貸借権2件に関するものでございますが、これらの利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、承認を求めるものです。説明を終わります。

議長
議長

説明が終わりました。これから質疑に入ります。

ありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長

異議がないようですので、議案第2号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第2号については原案どおり決定いたしました。

議 長 (日程第5、) 議案第3号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明(非農地証明)について、を議題とします。事務局より議案第3号の説明をお願いします。

事 務 局 はい。19ページをお開きください。議案第3号 農地法第2条の規定にある農地でない旨の証明について、資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人は所有者であります、〇〇〇〇番地〇のFさんで、土地の所在は、〇〇字〇〇〇です。登記地目が田で、現況は原野となっています。地積は、1,865㎡。変更年月日については平成10年以前です。

現況意見といたしまして、『申請地は、大型機械が使用できず、自作又は貸借も出来ない状態で原野化しております』とのことです。

内容につきましては、現地調査におきまして、相違ないことを確認しております。

参考資料は次のページ以降に添付をしていますので、お目通しをお願いします。以上で説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関連しまして、地区担当委員の方から補足説明をお願いいたします。整理番号1番、池亀委員。

2番委員 今、説明があったとおりでございますが、作らなくなって20何年、その前はバインダーで刈って、杭を立てて(稲を)上に掛ける、そういう時までは良かった訳でございますが、今は大型機械になりまして、そういうものが入らなくなり、作る人も田んぼは作っちゃいけないということで、中々そういう奥手の山のところは作る人がいない、それで現在、田んぼはものすごく荒れております。それで(隣接している)竹山には鹿が誕生しておりますので、皆さんよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第3号については原案どおり決定いたしました。

議 長 (日程第6、) 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人・G、譲受人・H 外6件を議題とします。事務局より議案第4号の説明をお願いします。

事 務 局 はい。議案第4号は農地法第3条の規定による許可申請について、承認を求めるものです。

今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転が計7件となっております

地目は全て田、地積は合計で 3,428 m²。所有権移転で対価は別途提出予定の非農地証明願いの 1 筆と併せて合計〇〇〇万円です。

この件につきましては、30 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は 42 ページから添付してございます。

なお、非農地証明願いの 1 筆につきましては、現地調査の際に、現地が（既に）駐車場化されているということでしたので、担当委員の方の聞き取りにより別途非農地証明願いの所有権移転を諮るということでした。

整理番号 7 番。譲受人が〇〇〇〇番地 P さん。譲渡人が〇〇字〇〇〇〇番地 Q 集落自治公民館です。土地の所在が、〇〇字〇〇〇〇—〇。地目は畑、地積は 600 m²。所有権移転で換地時の誤登記を整理するものです。

この件につきましては、31 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は 44 ページから添付してございます。

これらの 7 件につきまして、現地調査において耕作を確認しております。以上で議案第 4 号の説明を終わります。

議 長 　　ただ今の説明に関連して、それぞれの地区担当委員の方から現地調査の結果を踏まえ、補足説明をお願いいたします。整理番号 1 番、西田委員。

8 番委員 　　それでは、整理番号 1 番について説明いたします。事務局より詳しい説明がありましたが、譲受人の H 君と譲渡人の G 君は家が同じ集落でございまして、地目は田んぼでございまして、一応これは親の時代からの交換分合による土地でございまして、交換した分を今回名義が変わっていないということで、所有権移転をしたいということで H さんの方から申請があったものです。ご審議をよろしく願います。

議 長 　　整理番号 2 番・6 番、寺田委員。

1 番委員 　　先ずは 2 番からでございますけれども、この件については、前回の R さんの 5 条申請地にも挙がってきているように、35 ページの図を見れば分かると思いますけれども、I さんと A さんの分が三角になっていて、それをあの R さんが買う時に、換えて売却をしたということで、角になるからちょっと、畑として使い物にならないということで、ここの分と交換したということで、一応対価は発生しませんけれども、交換ということで、3 条申請をいたしているところでございます。

それから整理番号 6 番については、O さんと N さんの旦那さんであります S さんとは同級生でございまして、その関係で田んぼを買い取るということでございます。この田んぼについては本人に確認したところ、植付けと刈取りの分は機械等の作業委託をしまして、自ら水田を耕作するというところでございます。後、先ほどの非農地申請については、今事務局が

言ったとおり、長らく公共的な駐車場になっておりましたので、その部分は非農地として本人と話をしております。以上でございます。

議 長
12 番委員

整理番号 3 番・4 番・5 番、7 番、小山委員。

先ほど、園田主査から色々説明があったとおり、10 月 5 日に現地調査をしていると思いますが、整理番号 3 番・4 番、5 番はいずれもですね、農地法第 3 条の所有権移転です。この譲渡人が埼玉県久喜市に定住している K さんということで、以前 Q 集落に居たんですが、平成 9 年、今から 18 年前ですが、出稼ぎというか、息子さんのところに行って、その出る際に一応、所有する土地は売って出たみたいで、本人の体調不良による理由で名義変更を済ませたいと、ご家族から J さんを通して依頼があったようです。今回先ほど言いました、譲受人・J さん、L さん、M さん、この 3 名と一緒に〇〇事務所をお願いして名義を変更しましょうということでの申請です。そういうことで、いずれも対価は無償となっております。

整理番号 7 番については、譲受人・P さん、現在は耕作されて畑になっていますが、1 枚の畑なんです、この共有地が 600 m²だったんですが、これは平成 9 年の Q 集落の土地改良構造改善で交換分合する際、名義を変えていなくて、本人もまた 77 歳で高齢でもあるし、まだ変わっていなかったのかということで、元気な内に整理しておこうということで一挙にやることになりました。

それで譲渡人の Q 集落については、自治公民館長の T さん、Q 集落自治公民館は法人格となっておりますので、こちらの代表者となっております。至って問題になることはございませんので、ご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長
議 長

担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし。」の声あり)

議 長

異議がないようですので、議案第 4 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 4 号については原案どおり決定いたしました。

議 長
事 務 局

(日程第 7、) 議案第 5 号 農地流動化奨励金交付申請について、申請人・U 外 2 件を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

はい。47 ページをお開きください。議案第 5 号 農地流動化奨励金交付申請について説明いたします。

申請人は、U さん 外 7 件。地積の合計は 270 アール。奨励金の合計額は 135,000 円となります。

現地調査において、全て耕作されていることを確認しております。以上

で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第5号については、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第5号については原案どおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。